快適生活応援保険 ニッセイプラス少額短期保険株式会社 補足説明 普通保険約款 目次 第1条 (用語の定義) 第2条 (責任開始の始期および保険期間) 第3条 (保険金の支払) 第4条 (保険料の払込み) 第5条 (保険料の払込方法(経路)) 第6条 (保険契約者の通信先変更) 第7条 (詐欺による取消) 第8条 (不法取得目的による無効) 第9条 (保険契約の消滅) 第10条 (告知義務) 第11条 (重大事由による解除) 第12条 (解約) 第13条 (解約返戻金) 第14条 (年齢の計算) 第15条 (契約年齢または性別の誤りの処理) 第16条 (保険期間中の契約条件の見直し) 第17条 (想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減) 第18条 (契約者配当金) 第19条 (時効) 第20条 (管轄裁判所) 第21条 (準拠法) 第1条 (用語の定義) この普通保険約款において使用される主な用語の定義は次のとおりとします。 用語 定義 会社 この保険契約の引受保険業者をいいます。 契約内容確認証 保険契約の内容を証するもので、会社が保険契約者に対 し電磁的方法によって提供するものをいいます。 保険契約者と被保険者が契約の申込みをされるときに、 告知義務 質問事項について、ありのままに報告していただく義務 のことです。 保険契約者または被保険者が事実を告げなかったか、 事実でないことを告げた場合、会社は告知義務違反と

して契約を解除することができます。

第2条 (責任開始の始期および保険期間)

1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。

契約内容確認証に記載の時

- 2 前項の責任開始時の属する日を契約日とし、保険期間、契約年齢は、その日 を基準に計算します。
- 3 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、保険契約者に対し、電磁的 方法で引受承諾通知を交付するとともに、契約内容確認証を電磁的方法により 提示し、保険証券の発行・交付は省略するものとします。
- 4 この保険契約の保険期間は、契約内容確認証に記載された日の終了(午後1 2時)までとします。
- 5 第1項、前項の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

第3条 (保険金の支払)

会社は、この普通保険約款および付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第4条 (保険料の払込み)

- 1 この保険契約の保険料は、一時払いとなります。
- 2 保険料は、責任開始の始期までに払い込まなければなりません。

第5条 (保険料の払込方法(経路))

- 1 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)のうち会社の認 めた方法により保険料を払い込んでください。
 - (1) 会社の指定したクレジットカードを利用して払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 金融機関等の会社が指定した口座に送金することにより払い込む方法
- 2 会社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、会社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日(以下、「承認日」といいます。)を保険料払込日とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。
- (2) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カ ード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。
- 3 前項の承認がなされる場合において、保険契約者が保険申込画面(電磁的方法によります。以下同じ)にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに会社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。会社が前項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、保険申込画面または電子メールにより保険契約者に対しその旨を通知します。
- 4 同一のクレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合 には、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できないものとします。

第6条 (保険契約者の通信先変更)

- 1 保険契約者が、通信先を変更したときは、すみやかに会社の本店または会 社の指定した場所(電磁的方法を含む)に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の通信 先に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到 達したものとみなします。

第7条 (詐欺による取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、 会社は、保険契約または付帯された特約を取り消すことができます。この場合、すで に払い込まれた保険料は払いもどしません。

第8条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約または付帯された特約は 無効とし、すでに払い込まれた保険料は払いもどしません。

第9条 (保険契約の消滅)

1 保険契約の締結の後、次のいずれかの事由に該当したときは、その事由が 発生した日に、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 保険契約者が死亡した場合
- (3) 保険契約に付帯された特約がすべて消滅した場合
- 2 前項の規定により、この保険契約が消滅(注)した場合、契約日からの経過月数に応じて計算された金額を保険料の返還として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
 - (注)消滅の事由がこの保険の保険金支払事由となる場合は、第3条(保険金の支払)の規定は消滅の前に適用され、保険料は、返還しません。

保険料の返還の 規定は、キャン セル費用補償特 約第8条が優先 して適用されま す。

第10条 (告知義務)

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、この普通保険約款および付帯 された特約に従い、会社が告知を求めたものについて、事実を告げることを要しま す。

第11条 (重大事由による解除)

- 1 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契 約または付帯された特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保 険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を 含みます。)をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為 (未遂を含みます。) があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該 当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等 の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配 し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる こと

- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 第1号から前号までのほか、会社の保険契約者、被保険者または保 険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とす る第1号から前号までに定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約または付帯された特 約を解除することができます。この場合には、次のとおり取り扱います。

前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金(注) を支払いません。

また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、会社は、そ の返還を請求します。

(注) 保険金

前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが保険金の受取人のみで、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

3 本条の規定によって保険契約または付帯された特約を解除した場合、契約 日からの経過月数に応じて計算された金額を保険料の返還として保険契約者 に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げま す。

保険料の返還の 規定は、キャン セル費用補償特 約第8条が優先 して適用されま す。

第12条 (解約)

- 1 保険契約者は、会社に対する書面による通知または電磁的方法をもって、いつでも、将来に向かって、保険契約または付帯された特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が解約を請求する場合は、会社所定の方法で手続きを行うこと を要します。
- 3 会社は前項に定める手続きが完了した日を解約日とします。

第13条 (解約返戻金)

前条(解約)の規定により、保険契約者が保険契約または付帯された特約を解約した場合、契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

規定は、キャンセル費用補償特約第8条が優先して適用されま

す。

保険料の返還の

第14条 (年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨

てます。

第15条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

- 1 保険申込画面に入力された被保険者の年齢に誤りがあった場合、 契約日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。実際の年齢が会社の定める範囲内であったときは、過不足の保険料がある場合にはその金額を精算します。
- 2 保険申込画面に入力された被保険者の性別に誤りがあった場合、会社は、 保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保 険契約者に払いもどします。

第16条 (保険期間中の契約条件の見直し)

- 1 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重 大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、会社は、会社の定めるところ により、保険期間中に保険責任の残余期間分の保険料の増額または保険金の 減額(以下、「契約条件の見直し」といいます。)を行うことがあります。
- 2 契約条件の見直しを行うときは、会社は、変更後の契約条件およびその他 必要な事項を保険契約者に通知します。

第17条 (想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減)

- 1 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により会 社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社は、会社の 定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- 2 前項の適用を行う場合は、会社は、保険契約者に速やかに通知します。

第18条 (契約者配当金)

この保険契約には契約者配当金はありません。

第19条 (時効)

保険金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行 使しない場合は消滅します。

第20条 (管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在

地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者。)の 住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所と します。

第21条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

	キャンセル費用補償特約	補足説明
	目次	
第1条 (用語の定義	菱)	
第2条 (保険金を支	で払う場合)	
第3条 (保険金を支	で払わない場合)	
第4条 (保険金の支	支払額)	
第5条 (告知義務)		
第6条 (通知義務)		
第7条 (特約解約の)効力)	
第8条 (保険料の取	双扱い-消滅、解除または解約の場合)	
第9条 (サービスの)変更)	
第10条 (事故の通	鱼知)	
第11条 (損害防止	上義務)	
第12条 (保険金支	豆払による特約の終了)	
第13条 (保険金の)請求)	
第14条 (代理人に	こよる保険金請求)	
第15条 (保険金の)支払時期)	
第16条 (他の保険	食契約等がある場合の保険金の支払額)	
第17条 (特約の失	云 効)	
第18条 (代位)		
第19条 (準用規定	三)	
別表 保険金の請求書	計 類	
第1条 (用語の定義	()	
この特約において使	 使用される主な用語の定義は次のとおりとします。	
用語	定義	
家族	サービス利用者と同居する配偶者(注)、またはサービ	
	ス利用者と同居する2親等以内の親族をいいます。	
	サービス利用者の家族が補償対象事故の対象者に含	「家族プラン」
	まれるかは契約内容確認証に記載されます。	のことを示し

	(注)配偶者	す。
	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の	
	事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚	
	姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある	
	者を含みます。	
キャンセル費用	サービスの全部または一部の提供を受けられない場	
	合に、取消料、違約料その他の名目において、サービ	
	スの利用契約等に基づき、払戻しを受けられない費用	
	または支払を要する費用(注)をいいます。	
	(注) 払戻しを受けられない費用または支払を要する	
	費用	
	チケット等を取得するために要した送料、手数料、そ	
	の他諸費用は含みません。また、支払のための送金手	
	数料も含まれません。	
交通機関の遅延・	乗客として搭乗・乗車等しているまたは搭乗・乗車等	
運休等	予定の交通機関(注)のうち、運行時刻が定められて	
	いるものに運休、欠航または2時間以上の遅延が発生	
	した場合をいいます。	
	(注) 交通機関	
	航空機、船舶、鉄道車両、バス等をいいます(タクシ	
	ー、自家用車は含まれません。)。	
告知事項	危険(注1)に関する重要な事項のうち、保険契約締	
	結の際の保険申込画面(電磁的方法によります。以下	
	同じ)の入力事項とすることによって会社が告知を求	
	めたもの(注2)をいいます。	
	(注1)危険	
	危険とは、損害の発生の可能性をいいます。	
	(注2)会社が告知を求めたもの	
	他の保険契約等に関する事実を含みます。	
災害による家屋損	常時居住している家屋が、火災、落雷、破裂もしくは	
壊等	爆発(注1)、風災(注2)、 雹(ひょう)災もしくは	
	雪災(注3)、水災(注4)、または地震、噴火もしく	
	はこれらによる津波により損害を受けた場合をいい	
	ます。ただし、サービスのキャンセルに影響しない程	
	度の軽微な損壊(軽微な傷、へこみなど)は該当しま	
	せん。	
	(注1)破裂もしくは爆発	
	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその	

現象をいいます。 (注2) 風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高測等を除きます。 (注3) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故 または雪崩(なだれ)をいい、耐雪水の漏入もしくは 凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注4) 水災 台風、暴風雨、豪南等による洪水・融雪洪水・高潮・ 上砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、上石流または山崩れをいい、落石を 除きます。	_			T
会風、旋風、竜巻、栗風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注3) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、洛下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注4) 水災 台風、聚風雨、豪雨等による洪水・離雪洪水・高潮・土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ (違病)・土石流または山崩れをいい、落石を除きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 ・ この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービス・契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス で現院の対象となる・被保険者が予約したサービス・契約内容確認証に記載したものをいいます。 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証を取る者をいいます。 ・ は変染症・の子に交易で、契約内容確認証を取る者をいいます。 ・ は変染症の子防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症・一類感染症、三類感染症、 五類感染症のうちインフルエンザのよいが判型コロナウイルス(奈原体がペークコロナウイルス属のコロナウイルス(奈原体がペークコロナウイルス属のコロナウイルス(奈原体がペークコロナウイルス属のコロナウイルス(奈原体がペークコロナウイルス属のコロナウイルス(奈原体がペークコロナウイルス属のコロナウイルスの感染症を除く。)および新元に報告されたものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 工類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コレフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			現象をいいます。	
きます。 (注3) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故 または雪崩(なだれ)をいい、羅雪水の漏入もしくは 凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きま す。 (注4) 水災 台風、寒風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、上石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 数判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める数 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいま す。 この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス サービス カービスの者で、契約内容確認証記載或者をいいます。 「類感染症、類感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症の、三類感染症、 五類感染症のうちインフルエンザ 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ 及び新型インフルエンザ 及び新型インフルエンザ 及び新型インフルエンザ 及び新型インフルエンザ			(注2) 風災	
(注3) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故 または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは 凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きま す。 (注4) 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 上砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 上砂崩れ 崖崩れ、地滑り、上石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員としての出 廷 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 す。とを示します。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザ及が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除	
蒙雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故 または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは 凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注4)水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高湖・土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5)土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 す。 この保険の補償の対象となるといいます。 す。 この保険の補償の対象となるといいます。 す。 での者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 古定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。) に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザのよりを発生のうちインフルエンサイルス属のコロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) いっます。 五類感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			きます。	
または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の瀬入もしくは 凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きま す。 (注4)水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 上砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5)土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいま す。 サービス で契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービスの保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサ ービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 での程で、契約内容確認証に記載したものをいいます。 を変症の予防及び感染症の患者をいいます。 がことを示しままた。一類感染症、二類感染症の うちインフルエンザ(島インフルエンザ及び新型コレナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが 新たに報告されたものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症を除く。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症にでいては、サービス開始日			(注3)雪災	
東結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注4) 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症の うちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス風のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 人び新型インフルエンザを感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故	
す。 (注4) 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエのエナウイルス感染症(病原体がペータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型 アルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症のうちインフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザで感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは	
(注4) 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 での者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律(以下、「感感染症、三類感染症、五類感染症の うちインフルエンザ(鳥インフルエンガ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの場合をいいます。			凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きま	
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5)土砂崩れ 屋崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる・被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 での者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 を染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す。 る法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症のうちインフルエンザのが新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新数コロナウイルス感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。			す。	
土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。 (注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 での者で、契約内容確認証に記載したものをいいます。 指定感染症等の罹患・症が対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症にでいては、サービス開始日			(注4) 水災	
(注5) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を 除きます。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 っこの保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹態染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ。及び新型インフルエンザ。鳥インフルエンザ。カモリアルエンザ。及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・	
 屋崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す患患 基			土砂崩れ(注5)・落石等をいいます。	
族きます。 裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁 判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			(注5) 土砂崩れ	
裁判員としての出 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員として出廷した場合をいいます。 サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの変染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。			崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を	
世の保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の手防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。			除きます。	
サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症のうちインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。		裁判員としての出	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁	
サービス この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルスを染症(病原体がベータコロナウイルスを染症(病原体がベータコロナウイルスを染症(病原体がベータコロナウイルスを染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)の元年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日		廷	判員または補充裁判員として出廷した場合をいいま	
サービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。 サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの水が型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			चे 。	
サービス利用者 この保険の補償の対象となるサービスを利用する予定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 指定感染症等の罹 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(島インフルエンザ及び新型インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日		サービス	この保険の補償の対象となる、被保険者が予約したサ	サービスは、チ
定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。 お定感染症等の罹患を染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			ービスで契約内容確認証に記載したものをいいます。	ケットを購入し
指定感染症等の罹患・症状の関する医療に関する法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日		サービス利用者	この保険の補償の対象となるサービスを利用する予	観劇予定の公演
思 記法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、 一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症の うちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型イン フルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイ ルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが 新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以 下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定 感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			定の者で、契約内容確認証記載の者をいいます。	のことを示しま
一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症の うちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型イン フルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイ ルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロ ナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが 新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以 下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定 感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいま す。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新 型コロナウイルス感染症については、サービス開始日		指定感染症等の罹	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す	す。サービス利
うちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日		患	る法律(以下、「感染症法」といいます。)に定める、	用者は、観劇さ
フルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			一類感染症、二類感染症、三類感染症、五類感染症の	
ルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			うちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型イン	一示します。
ナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			フルエンザ等感染症を除く。)および新型コロナウイ	
保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが 新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以 下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定 感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいま す。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新 型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			ルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロ	
新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。			ナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界	
下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定 感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいま す。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新 型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが	
感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいます。五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以	
す。 五類感染症のうちインフルエンザ(鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)および新 型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			下同じ。)、新型インフルエンザ等感染症ならびに指定	
五類感染症のうちインフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			感染症に罹患したと医師に診断された場合をいいま	
及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) および新型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			す。	
型コロナウイルス感染症については、サービス開始日			五類感染症のうちインフルエンザ (鳥インフルエンザ	
を含む5日前からサービス開始日までの間に罹患し			型コロナウイルス感染症については、サービス開始日	
			を含む5日前からサービス開始日までの間に罹患し	

	たと医師に診断された場合に限ります。	
宿泊を伴う出張	勤務先の出張命令に従い、宿泊を伴う業務出張をした	
	場合をいいます。	
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が	
	 同一である他の保険契約または共済契約をいいます。	
	また、名称が何であるかによりません。	
	医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。	
	以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含み	
	ます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院	
	または診療所(注)以外の施設を含みます。)での治療	
	によっては治療の目的を達することができないため、	
	病院または診療所(注)において、医師による治療を	
	入院によらないで受けることをいいます。	
	美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない	
	診断のための検査による通院、介護を主たる目的とす	
	る通院などは該当しません。	
	(注)病院または診療所	
	次に該当するものとします。	
	医療法に定める日本国内にある病院または診療所。な	
	お、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護	
	老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉	
	施設および有料老人ホームは含まれません。	
 入院	医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。	
	以下同じ。) による治療 (柔道整復師による施術を含み	
	ます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院	
	または診療所(注)以外の施設を含みます。)での治療	
	または通院による治療によっては治療の目的を達す	
	ることができないため、病院または診療所(注)に入	
	り、常に医師の管理下において治療に専念することを	
	いいます。	
	美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない	
	診断のための検査による入院、介護を主たる目的とす	
	る入院などは該当しません。	
	(注)病院または診療所	
	通院の(注)と同じです。	
被保険者	この保険の補償の対象となるサービスを予約しサー	
	ビス利用者全員のサービスにかかる費用を負担する	
	者であってキャンセル費用の負担が想定される者を	

	いいます。被保険者は契約内容確認証に記載されま
	す。
保険金	補償対象事故による損害が生じた場合に、会社が被
	保険者に支払う金銭のことをいいます。この保険に
	おいては、キャンセル費用保険金があります。
保険金額	保険契約において設定する金額のことをいい、補償対
	象事故が発生した場合に、1回の事故および1保険期
	間の通算で会社が支払う保険金の限度額(各保険金を
	通算)となります。
	その金額は契約内容確認証に記載されています。
保険契約者	会社と保険契約を締結する当事者で、契約内容確認
	証記載の者をいいます。
補償対象事故	次の①から⑧の事由をいいます。
	①入院
	②通院
	③指定感染症等の罹患
	④死亡
	⑤交通機関の遅延・運休等
	⑥災害による家屋損壊等
	⑦裁判員としての出廷
	⑧宿泊を伴う出張
補償対象事故の対	契約内容確認証に記載のサービス利用者またはその
象者	家族をいい、家族が補償対象事故の対象者に含まれる
	か否かの区別は契約内容確認証に記載されます。

「家族プラン」 のことを示しま す。

第2条 (保険金を支払う場合)

1 会社は、補償対象事故の対象者が、保険期間中のサービス開始日に生じている次に掲げる①から⑧の事由のうち契約内容確認証に補償対象事故として表示のある事由の事故の当事者となった場合において、サービス利用者が当該補償対象事故を直接の原因としてサービスの提供を受けられなかった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が日本国内にてキャンセル費用を負担したことで被った損害に対し、キャンセル費用保険金を支払います。

<補償対象事故>

- ① 入院
- ② 通院
- ③ 指定感染症等の罹患
- ④ 死亡

- ⑤ 交通機関の遅延・運休等
- ⑥ 災害による家屋損壊等
- ⑦ 裁判員としての出廷
- ⑧ 宿泊を伴う出張
- 2 前項に掲げる補償対象事故の事由のうち、①入院については、責任開始以降 サービス開始日までの間に入院することが決まり、かつ実際の入院の開始がサー ビス開始日を含めて30日以内の場合、会社は、サービス開始日に入院していた ものとして取り扱います。②通院については、サービス開始日の前日または翌日 に通院した場合も、サービスの提供を受けられない直接の原因と会社が認める場 合は、サービス開始日に通院したものとして取扱います。⑤交通機関の遅延・運 休等については、サービス開始日より前に移動しないとサービスの提供を受けら れないと会社が認める場合は、サービス開始日より前の交通機関の遅延・運休等 もサービス開始日に生じているものとして取り扱います。

サービス開始日 は、公演日のこ とを示します。

- 3 補償対象事故の対象者にサービス利用者の家族が含まれると契約内容確認 証に記載されている場合において、当該サービス利用者の家族が補償対象事 故の当事者となった場合は、当該家族の者の介護または看護が必要となった ことに起因して、サービスの提供を受けられなかったサービス利用者(サー ビス利用者が未成年の場合、当該家族の者の介護または看護を親権者が行う 場合を含みます。)についてのキャンセル費用が支払いの対象となります。
- 4 サービス利用者が複数人となる契約において、補償対象事故の当事者以外 のサービス利用者のキャンセル費用が支払い対象となるか否かの区別は、契 約内容確認証に記載されます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

会社は次のいずれかの事由によって生じた損害および次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
- (2) 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人、サービス利用 者、または家族(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合に おいては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失 または法令違反によって生じた損害

- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた 損害
- (6) 詐欺または横領によって生じた損害
- (7) 被保険者またはサービス利用者が、補償対象となるサービスの提供 業者等が予め定める基準等を満たしておらず、サービスが利用できなか った場合
- (8) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の犯罪行為
- (9) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の精神障害の状態 を原因とする事故
- (10) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の泥酔の状態を 原因とする事故
- (11) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が法令に定める 運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (12) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が法令に定める 酒気帯び運転またはこれに相応する運転をしている間に生じた事故
- (13) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)の薬物依存(注2)
- (14) 頚部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛で、いずれも 医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- (15) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が山岳登はん (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するも の、ロッククライミング)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビン グ、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マ イクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗そ の他これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故
- (16) 被保険者、サービス利用者、または家族(注1)が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上バイクを含みます。)ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競走、興行(いずれもそのための練習を含みます。)をしている間に生じた事故(注1)家族

補償対象事故の対象者となった家族に限ります。

(注2)薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号 F11. 2、F12. 2、F13. 2、F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2に規定される内容によるもの

とし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻 覚薬等を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

会社が第2条(保険金を支払う場合)によりキャンセル費用保険金として支払うべき額は、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用の額に契約内容確認証に記載の支払割合を乗じた金額とします。ただし、1回の事故および1保険期間の通算で契約内容確認証に記載の保険金額を限度とします。

第5条 (告知義務)

- 1 保険契約者または被保険者になる者は、この特約を付帯した保険契約締結の際、告知事項について、会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2 この特約を付帯した保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
 - (1) 前項に規定する事実がなくなった場合
 - (2) 会社が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - (3) 保険契約者または被保険者が、会社が保険金を支払うべき損害が発生する前に、告知事項につき、電磁的方法等をもって訂正を申し出て、会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に会社に告げられていたとしても、会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - (4) 会社が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1 か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注)会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを 妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げ ることを勧めた場合を含みます。
- 4 第2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、 第7条(特約解約の効力)の規定にかかわらず、会社は、保険金を支払いま せん。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社は、その 返還を請求することができます。

5 前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第6条 (通知義務)

- 1 この特約を付帯した保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、会社への通知は必要ありません。
 - (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際の保険申込画面において、この条 の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。
- 2 前項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前項の規定による通知をしなかったときは、会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、会社が、前項の規定による解除の原因があることを知った 時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した 場合は適用しません。
- 4 第2項の解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第7条(特約解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社はその返還を請求することができます。
- 5 前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故 による損害については適用しません。
- 6 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生 じ、この保険契約の引受範囲外となった場合は、会社は、保険契約者に対す る電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができま す。
- 7 前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 7条(特約解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた 時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、会社は、保険金を 支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、会社 は、その返還を請求することができます。

第7条 (特約解約の効力)

この特約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (保険料の取扱い-消滅、解除または解約の場合)

この特約においては、快適生活応援保険普通保険約款第9条(保険契約の消滅)、同第11条(重大事由による解除)、同第13条(解約返戻金)の保険料の返還の規定は適用せず、同第9条(保険契約の消滅)、同第11条(重大事由による解除)、同第13条(解約返戻金)、この特約の第5条(告知義務)、同第6条(通知義務)の規定により保険契約または付帯されたこの特約の消滅、解除または解約が行われる場合、会社はすでに払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険料の返還はありません。

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の規定に基づき保険金を支払った場合
- (2) 保険契約または付帯されたこの特約の消滅、解除または解約の日が、サービス開始日からその日を含めて遡って7日以内の場合

第9条 (サービスの変更)

- 1 サービス利用者が変更となる場合は、保険契約者は、サービス開始日から その日を含めて遡って8日以上前までに、その旨を会社に通知しなければなりません。
- 2 前項の通知がない場合、変更となるサービス利用者には第2条(保険金を 支払う場合)は適用されず、保険金は支払われません。
- 3 第1項以外のサービスの変更(注)はできません。
 - (注)サービスの内容、金額、利用日、利用人数等

第10条 (事故の通知)

- 1 保険契約者または被保険者は、事故による損害が発生した場合は、損害の 発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を会社に遅滞なく通知 しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合は、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金等の支払または保証の提供を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (損害防止義務)

- 1 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)に掲げる事由が発生し、補償対象となるサービスの全部または一部の提供を受けないことが判明または決定した場合は、サービス提供事業者等に対し、サービスの契約等の全部または一部の取消しを行うことを遅滞なく通知するように努めなければなりません。
- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく 第1項に規定する義務を履行しなかった場合は、会社は、それによって会社 が被った損害の額(注)を差し引いて保険金を支払います。
 - (注) キャンセル費用がサービス提供事業者等に通知した時期により変動する場合を含みます。

第12条 (保険金支払による特約の終了)

1 次に該当した場合にはその保険金支払の原因となった損害の発生した時 に、この特約は、終了します。

第2条(保険金を支払う場合)の保険金の支払額が1保険期間の通算で契約 内容確認証に記載の保険金額に達した場合

2 前項の規定により特約が終了した場合は、会社は保険料を返還しません。

第13条 (保険金の請求)

- 1 会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠 のうち、会社が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりませ ん。
- 3 会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第 2 項および前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (代理請求人による保険金請求)

- 1 保険金受取人である被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合で、次のすべてに該当するときは、被保険者の代理人(以下、「代理請求人」といいます。)が保険金の請求を行うことができます。
 - (1) 代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしている法律上の配偶者(配偶者がいない場合には、被保険者と同居または生計を一にしている3親等以内の親族)であること
 - (2) 代理請求人が特別な事情の存在を証明する書類および被保険者と代 理請求人の関係を示す書類の提出を行い、会社が承諾した場合
- 2 前項により、会社が代理請求人に保険金を支払ったときには、その後重複 して保険金の請求を受けた場合でも、会社はこれを支払いません。

第15条 (保険金の支払時期)

- 1 会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原 因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および 事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約に おいて定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有 無
 - (5) 第1号から前号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者が第13条(保険金の請求)第2項の手続を完了した日をいいます。以下同様とします。
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、前項の規定にかかわらず、会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、 消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注2)…18 0日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会…90日
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査…60日
- (4) 前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査…180日
- (注1)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に 基づく照会を含みます。
- 3 第1項および前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被 保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
 - (注)は、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、他の保険契約等がないものとして計算されたそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、次に定める額を、保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額とします。
- (2) 他の保険契約等からの保険金等が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差 し引いた残額とします。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とし ます。

第17条 (特約の失効)

- 1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当した場合には、契約者がそ の事実を会社に申し出た時にこの特約は失効します。
 - (1) 補償対象となるサービスが、サービス提供業者等の事情により中止となった場合

- (2) 補償対象となるサービスが、サービス提供業者等の事情により日程変更となった場合
- (3) サービス提供業者等の承諾を受け、補償対象となるサービスの契約上の地位ないしは権利等を、全部または一部につき、第三者(注)に譲渡した場合
 - (注) サービス提供業者等が介在する場合を含みます。
- 2 前項の申し出が保険期間終了後に行われた場合においても、会社は、保険期間の最終日に申し出たものとして取り扱います。
- 3 第1項の規定により、この特約が失効した場合、会社はすでに払い込まれた 保険料の全額を返還します。

第18条 (代位)

- 1 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を 取得した場合において、会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、 その債権は会社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を 限度とします。
 - (1) 会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の 額を差し引いた額
 - (注)会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の 請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権 を含みます。
- 2 前項第2号の場合において、会社に移転せずに被保険者が引き続き有する 債権は、会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 保険契約者および被保険者は、会社が取得する第1項の債権の保全および 行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しな ければなりません。この場合において、会社に協力するために必要な費用 は、会社の負担とします。

第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 保険	金の請求	き								
	第2条(保険金を支払う場合)の補償対象事故の事由毎の必要書類									
	①入	②通	③指	4)死	⑤交	⑥災	⑦裁	8宿		
	院	院	定感	亡	通機	害に	判員	泊を		
			染症		関の	よる	とし	伴う		
			等の		遅	家屋	ての	出張		
			罹患		延・	損壊	出廷			
					運休	等				
					等					
保険金	会社所知	定の様式の	のもの							
請求書										
被保険	運転免討	忤証、健 原	康保険証、	パスポ	ート(住)	所記入欄	があるも	の) 等		
者の本										
人確認										
書類										
補償対	サービス	ス利用申記	込書・申決	込画面等						
象事故										
の対象										
者がサ										
ービス										
利用者										
である										
場合、										
それを										
証明す										
る書類	11 - 0	→ 소 () (177) +\v	1. 点针红	→ =7HH 1	ラ 二 がた mb					
補償対					る戸籍謄	本寺				
象事故の対象	豕族夗	くの郵便	物の宛先の	土川寺						
の対象										
者が同										
居の 「家										
□豕 族」で										
ある場										
める場合、そ										
れを証										
明する										
書類										

		_										
キャン		対象となるサービスのキャンセル費用の支出を証明する精算書・領										
セルの	収書等	収書等										
事実お	対象と	対象となるサービスを利用できなかったことを証明する未使用のチ										
よびキ	ケット											
ャンセ												
ル費用												
の支出												
を証明												
する書												
類												
事故の	(いわり	ゆる事故	犬況の申	<u></u> 告)								
状況お												
よびキ												
ャンセ												
ル費用												
の支出												
に至っ												
た経緯												
等												
①から	診断	診断	診断	死亡	鉄道	罹災	出頭	勤務				
⑧の事	書、	書、	書、	診断	会	証明	証明	先か				
由毎に	入院	診療	診療	書や	社・	書、	書、	らの				
応じ	証明	明細	明細	死体	航空	第三	その	出張				
た、事	書、	等	等	検案	会社	者の	他裁	命令				
由発生	入院			書等	等が	現認	判所	書、				
ないし	案内			(死	発行	書•	発行	会社				
は事由	書、			亡目	する	事実	の証	所定				
の決定	診療			が確	遅	証明	明書	の出				
の事実	明細			認で	延・	等、	等	張確				
が確認	等			きる	欠航	修理		認				
できる				P	証明	費用		書、				
書類				の)	等	見積		宿泊				
						書、		を証				
						修理		明す				
						費用		る宿				
						明細		泊施				
						書、		設等				
						再購		の領				

	入領 収書	収証 等	
	等		

(注)

- 1. 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- 2. 会社は、提出書類について、書面に代えて、電磁的方法により提出すること (書類を写した画像添付などを含む)を認めることがあります。